

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公開番号】特開2015-67752(P2015-67752A)

【公開日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2013-204170(P2013-204170)

【国際特許分類】

C 09 K 3/14 (2006.01)

H 01 L 21/304 (2006.01)

B 24 B 37/00 (2012.01)

C 09 G 1/02 (2006.01)

【F I】

C 09 K 3/14 550 C

H 01 L 21/304 622 D

H 01 L 21/304 621 D

B 24 B 37/00 H

C 09 K 3/14 550 Z

C 09 G 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月2日(2016.2.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

・研磨用組成物中の砥粒が有するシラノール基数の総和(個)(A)(計算値)：シアーズ法により求めたシラノール基数(実測値)[個/nm²]とBET比表面積と研磨用組成物中の砥粒濃度とを使用して計算した研磨用組成物中の砥粒の総表面積[nm²](計算値)の積により計算する

・酸化剤濃度(B)(実測値)：酸化剤濃度が既知の薬剤を使用する場合は、添加した量から計算する。または、酸化還元滴定により定量する。例えば、NaClOの場合は、平成15年9月29日厚生労働省告示第318号の方法を使用して滴定により定量する

・酸化剤1質量%あたりの砥粒のシラノール基数(計算値)：研磨用組成物中の砥粒が有するシラノール基数の総和(個)(A)(計算値)を酸化剤濃度(B)で除して算出する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0095

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0095】

・研磨用組成物中の砥粒が有するシラノール基数の総和(個)(A)(計算値)：シアーズ法により求めたシラノール基数(実測値)[個/nm²]とBET比表面積と研磨用組成物中の砥粒濃度とを使用して計算した研磨用組成物中の砥粒の総表面積[nm²](計算値)の積により計算する

・酸化剤濃度(B)(実測値)：酸化剤濃度が既知の薬剤を使用する場合は、添加した

量から計算する。または酸化還元滴定で定量する。例えばNaClOの場合は、平成15年9月29日厚生労働省告示第318号の方法を使用して滴定により定量する

・酸化剤1質量%あたりの砥粒のシラノール基数（計算値）：研磨用組成物中の砥粒が有するシラノール基数の総和（個）（A）（計算値）を酸化剤濃度（B）で除して算出する。